

特集 《地方自治体の知財への取り組み》

栃木県における 知的財産施策の取り組みについて

栃木県産業労働観光部工業振興課

1 はじめに

本県は日光、鬼怒川、那須、塩原をはじめとする歴史と伝統のある景勝地や温泉地等の観光資源に恵まれる一方、首都圏の食料基地として、また、国内でも有数の内陸工業県として着実な発展を続けている。

中でも県内総生産における製造業の割合は36.6%を占め（平成16年度県民経済計算）、また、平成18年工業統計調査結果速報による製造品出荷額等は8兆7,267億円で全国順位は11位に位置する等、本県は全国的に見ても製造業のウエイトが高い“ものづくり県”としての特徴を有している。

経済のグローバル競争が進展する中、本県経済が持続的に発展していくためには、将来性のある企業誘致に加え、地域経済を支える中小企業の競争力強化が重要となっている。

このため、本県では活力ある“ものづくり県”の実

現に向けて、平成17年3月に「とちぎ知的財産活性化推進方策」を策定し、ものづくり企業における知的財産の創造・保護・活用を促進するため、産学官連携の取組をはじめとする様々な支援策を講じている。

本稿では、以下の基本的方向に基づき実施している施策のうち、知的財産専門研修事業、産学官連携事業、デザイン振興事業及び地域ブランドの形成に向けた最近の取組について紹介する。

2 知的財産セミナーの開催

知的財産の創造・保護・活用に関する基本的な取組として、日本弁理士会関東支部との共催により次のセミナーを開催している。

- ① 初級編 知的財産の基礎知識等
- ② 中級編 特許戦略、海外特許対策等

とちぎ知的財産活性化推進方策の基本的方向

(1) 知的財産の創造のために

- 創造性豊かな社会環境の醸成
 - ・ 研究者・学生をはじめ広く県民への、知的財産に関する啓発
 - ・ 知的財産の知識を有する人材育成
 - ・ 知的財産の創出に向けた研究開発推進のための環境整備

(2) 知的財産の保護のために

- 発明や製造ノウハウの保護
 - ・ 知的財産の管理能力を有する人材の育成
 - ・ 権利侵害を受けた際の相談支援機能の活用促進

(3) 知的財産の活用のために

- 知的財産を活用した県内産業の活性化
 - ・ 大学、研究機関の研究成果の民間への移転推進
 - ・ 開放特許の活用推進
 - ・ 企業と大学や産業技術センターとの連携推進

3 とちぎ産業創造プラザを核とする産学官連携の推進

経営資源に限りのある中小企業にとっては、高度な技術や知恵を大学等の外部から補う産学官連携の取組が大変重要となっている。

このため、本県では連携・交流から研究開発までの各ステージに応じた産学官連携の支援策を展開している。

① 産学官連携の初期段階の支援策「プロジェクト形成支援事業」

この事業は研究開発プロジェクトの芽だし事業で、プロジェクトの形成を目指すグループを10程度選考し、活動経費や専門家の招へい経費を助成している。支援グループの一部は、次の「とちぎコンソーシアム事業」へと発展している。

② 「とちぎコンソーシアム事業」

平成15年4月にオープンしたとちぎ産業創造プラザを核とした産学官連携の研究開発事業で、これまでに“いちご摘み取りロボット”や“ヒューマノイド電動義手”が開発され、実用化に向けた研究を継続している。

この他、経済産業省や文部科学省の事業にも取り組んでおり、本県における産学官連携による研究開発の取組が拡大しつつある状況となっている。

4 デザイン振興事業

製品の付加価値を向上させる上で、デザインの果たす役割は重要性を増しており、本県では県内中小企業のデザイン力の向上と魅力ある商品づくりを促進している。

① 栃木県優良デザイン商品選定・表彰事業

中小企業が生産する自社製品の中から優良デザイン商品を“Tマーク商品”として選定し、特に優秀な製品については、“とちぎデザイン大賞”として表彰を行っている。

② 若手デザイナー夢事業

新たに開発した製品のデザイン製作を希望する中小企業とデザイン等を専攻している学生とのマッチングを行う「若手デザイナー夢事業」を実施している。これまでに、衣料品、木工品、パッケージ等多

くのデザイン提案が行われており、酒瓶ラベルや日本酒パッケージなどにおいて、若い世代の感覚が取り入れられたものが商品化されている。

5 地域ブランドの形成

本県には豊かな自然をはじめ、品質の良い農産物や工業製品など優れた地域資源が存在しているが、十分に活用されていない例も見られる。

このため、県内の地域資源を最大限に活用し、地域イメージの向上や県産品の価値を高めるため、県庁内に関係各課で構成する「地域ブランド推進庁内調整会議」を設置し、総合的な施策の推進に努めている。具体的な事業としては、地域ブランドセミナーの開催、益子焼や栃木の地酒のブランド形成支援に取り組んでいる。

また、本年8月、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく基本構想を策定し、国の認定を受けたところである。今後はこれらの資源を活用した新商品や新サービス開発を目指す中小企業の相談や事業計画の策定、策定後のフォローアップなどの支援を行い、新事業の創出を促進していくこととしている。

6 おわりに

ものづくり企業を対象とした知的財産に関する施策を中心に紹介したが、農業分野における知的財産に関する取組も戦略的に進められている。今後、知的財産の重要性はますます高まり、創造・保護・活用の循環システムの確立に向けた取組を加速させることが不可欠であると考えている。このため、弁理士会の皆様の一層のご協力をお願いするとともに、本県に対するご高配をお願いします。

お問い合わせ先

栃木県産業労働観光部工業振興課

TEL：028-623-3249 FAX：028-623-3945

E-mail：kougyou@pref.tochigi.jp

URL：http://www.pref.tochigi.jp/

トップ>組織と仕事>本庁>本庁>産業労働
観光部（ページ中ほど）>工業振興課